

1月30日開催

申  
3  
3  
号

## 大崎運輸区の要員不足に起因した行路移管を解消し、労働協約の遵守を求める緊急申し入れ 団体交渉を行う!

3. 大崎運輸区から池袋運輸区に移管された950行路を直ちに解消すること。 **その3**  
(回答) 大崎運輸区の状態に鑑み調整を行ったものであり、継続していく考えである。

- (組合) 我々は要員実態に伴う議論は否定するものではないし、その必要な対応については労使の検討として拒絶するものではない。今回議論して受け止めたことは、行路移管を目的としていること、それによって多くの問題や課題が発生しているということだ。現状は誤りである。要員の確保を含めて現場での努力が不足している。それは「要員は足りている」という現場長の発言にも表れている。また会社が想定していない行路移管後の問題も発生している。今回の950行路の移管は一方的である。現場では行路移管を求めている。解消することが前提であり、3月1日に一旦戻すべきである。
- (会社) 3月1日に戻すつもりはない。両職場において周知しているとおり、3月14日まで調整を行う。異動を含めて検討をしている。
- (組合) 支社が行路移管を決めて以降においても、ライフサイクル3名の出し方、指導の補充の仕方、エルダー希望者の異動の仕方など、要員不足解消の努力がなされていないばかりか状況を悪化させている。この認識に立つべきである。よって、認めることは出来ない。

**3項対立!**

4. 前回のダイヤ改正の議論において、妥結に至った定期行路の移管を行わないこと。  
(回答) 各箇所の状態に鑑み、必要な業務の調整を行うことはあり得る。

- (組合) 提案された労働条件・事業所の業務量・キロ数の変更になる。また、必要な標準数の算出条件についても変更が発生する。現場での継続が困難な場合は労使での合意が必要である。
- (会社) 突発的に発生した業務量の調整は、行路移管も含めて色々な選択肢の中の一つである。
- (組合) その状況にならないように管理運用していくのが支社であり現場長である。であれば、行路移管は基本的に行わないこととなる。
- (会社) 回答で「あり得る」と回答していることは、連続して発生させるという趣旨ではない。要員を確保していくことが前提である。
- (組合) ダイヤ改正など労使で合意した内容が変更される場合は、改めて労使合意が必要だと主張している。ダイヤ改正では標準数やクロスなどが示されて労働条件になっていく。合意している内容を変更しようとしている場合には改めて会社が提起し労使で議論をしていくこと、会社側の努力を求めているのである。ゼロ、百の回答を求めているわけではない。
- (組合) 現場では休日出勤をして努力している。労働条件の変更を会社から説明する内容ではないとするのであれば、現場で苦勞し努力している組合員は怒りを感じる。
- (会社) 当該の職場には掲示などで周知している。会社として業務量の調整を行う措置を取った。今回は労働組合には示さない。ケースバイケースもある。
- (組合) 制度の問題である。今後、行路移管が発生する事態が生じた場合には、会社側から考えを示していただいたうえで進めていただきたい。求めていることはそれだけである。
- (会社) 組合の主張は受け止めるが、会社としても主管部である人事課・勤労課で準備を進めていくことになる。
- (組合) 曖昧な回答である。「労働条件その他の労働者の待遇に関する基準の違反」である認識だ。この回答で終わるのは残念である。労働組合としては認められない。

今後、行路移管で要員不足を対処する会社の狙いを明らかにし、全組合員でたたかおう!